

令和5年度 茨城県家計急変世帯向け 奨学のための給付金制度のご案内

―― 申請を希望される方は、学生支援係に申し出てください。 ――

1. 奨学のための給付金制度とは？

すべての意志ある学生が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、**災害や失職等により、保護者等の収入が激減した世帯**に対して、給付金を支給する制度です。

2. 支給要件

- (1) 学生の保護者等が茨城県に在住していること。
- (2) 令和5年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯でないこと。
- (3) 家計急変により収入が激減していること。

※保護者が他県にお住まいの場合は、各自他県の教育委員会にお申込みください。

本校で発行する必要な書類がありましたら、作成します。

3. 対象学年

本科1～3年生

4. 支給額

○令和5年7月1までに家計が急変した場合

117,100円～143,700円 ※世帯の区分によって異なります。

○令和5年7月2日以降に家計が急変した場合

上記の支給額に、申請があった日の属する月の翌月（申請日が月の初日であるときは、その日の属する月）から令和6年3月までの月数を乗じた額を12で除して得た額（円未満端数切捨）

6. 提出書類

- (1) 茨城県国公立高等学校等奨学給付金（家計急変）受給申請書
- (2) 奨学給付金に係る家計急変状況申出書
- (3) 口座振替依頼書(様式13)及び振込通帳の写し
- (4) 家計急変の状況を確認するための書類
例…離職票、雇用保険受給資格証、解雇通知書、破産宣告通知書 など
- (5) 家計急変前及び家計急変後の収入が確認できる書類
例…（家計急変前）保護者等全員の令和5年度（非）課税証明書
（家計急変後）会社の給与支払見込証明書、税理士又は公認会計士が作成した
事業収支が確認できる書類 など

【該当者のみ】

- (6) 保護者等の扶養親族の人数、年齢を確認するための書類
例…扶養親族分の健康保険証の写し など
※健康保険証が「国民健康保険証」の場合、「【様式9】扶養申立書」を併せて提出してください。

7. 申請期限

2月末まで（事実発生後速やかに提出してください。）

8. 提出先

学生課学生支援係